

ニーズ調査の実施について

1 目的

子ども・子育て支援法第61条に基づき、市町村は、国の示す基本方針に即して、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされている。

事業計画策定に先立ち、その基礎となる、幼児教育・保育・子育て支援に関する「量の見込み（現在の利用状況＋今後の利用希望）」を設定するため、就学前児童・小学生の保護者を対象としたニーズ調査を実施する。

2 調査の概要

調査項目は、内閣府の子ども・子育て会議における審議を経て、国から示された「基本指針の概ねの案」及び「調査票のイメージ」を踏まえ、必須項目及び任意項目について、市町村が具体的な内容を検討・決定し、ニーズ調査を実施する。

また、従来の次世代育成支援行動計画策定時（前期：H15年度、後期：H20年度）に行ったニーズ調査結果との比較を考慮し、前回調査の内容を含める。

3 調査方法

郵送によるアンケート調査。

4 対象者

対象	配布数	想定回収率	回収数
就学前児童(0歳～5歳児)	3,500	60%	2,100
小学生(1年生～3年生)	1,500	60%	900
合計	5,000	60%	3,000

※対象者は、住民基本台帳より無作為抽出し、地区別に振り分ける。

5 実施スケジュール

- (1) 部会における検討、調査票の確定 ～11月下旬
- (2) 調査票の配布・回収 12月上旬～1月上旬
- (3) 回収結果の集計 1月下旬
- (4) 量の見込みの算出 2月中旬
- (5) ニーズ調査報告書の作成 2月下旬

※ (2) 約1か月間

以上